

1972年第98回宜野湾市議会(定例会)会議録

1. 4月24日(第12日目) 午前10時17分開議
午後3時33分散会

2. 出席議員(17名)

1番 伊 佐 謙 次 郎	2番 島 徳 吉
3番 大 川 正 雄	4番 天 久 盛 雄
5番 宮 城 正 光	6番 細 福 仁 正
7番 宮 城 仁 政	8番 又 吉 正 弘
9番 宮 里 敏 行	10番 比 嘉 守 盛
11番 安 次 富 盛 信	12番 崎 間 正 寛
13番 榎 原 恵 信	14番 仲 村 春 樹
15番 山 本 朝 保	16番 武 島 行 男
17番 多 和 田 真 一	18番 大 川 昇
19番 玉 那 覇 行 昭	20番 伊 佐 雅 仁
21番 比 嘉 義 定	22番 宮 後 謙 清 次 郎

3. 欠席議員(4名)

4. 議事説明員

市 長 崎 間 健 一 郎	助 役 沢 崎 安 一
収 入 役 具 原 好 永	総務課長 多和田 真 一
住 民 課 長 知 念 和 夫	厚生課長 伊 佐 友 誠
税 務 課 長 古 波 蔵 信 三	農林課長 崎 間 政 光
商 工 観 光 課 長 榎 原 盛 真	郡 計 課 長 新 垣 信 栄
建 設 課 長 高 宮 城 昇	消 防 長 大 城 仁 幸
固 定 資 産 課 長 武 島 正 幸	

水道部長 仲村 春 盛 営業課長 奥 里 将 弘
 会計課長 天 久 実 工務課長 金 城 健 栄

5. 事務局出席者

事務局長 末 吉 健 男 庶務係長 照 屋 毅
 議事係長 島 袋 真 由 書 記 仲 村 春 夫
 書 記 比 嘉 定 治

6. 議事日程(第12回) 1972年4月24日(月曜)

日程第1 議案第58号 宜野湾市立学校設置条例

日程第2 議案第62号 宜野湾市学校給食センター
設置条例。

日程第3 議案第49号 宜野湾市職員定数条例
の全部を改正する条例。

日程第4 議案第38号 宜野湾市議公会議規則
の全部を改正する規則について

日程第5 議案第57号 宜野湾市議会委員会条例の
全部を改正する条例について

日程第6 議案第63号 宜野湾区教育委員会職員
定数及規則の一部を改正する規則
について

議 長

从今から第98回宮野湾市議会定例会第
12日目の本会議を再開する。

(午前10時17分)

議 長

休憩いたします。(午前10時17分)

再開いたします。(午前10時23分)

議 長

日程の第1議案第58号に付しては継続
審議といたしておりますが再び議題といた
す。本案に対して質疑を許す。

議 長

休憩いたします。(午前10時24分)

再開いたします。(午前10時24分)

議 長

議案第58号に付しては質疑の段階で継続
審議としておきたいと思っておりますが、ご異議ご
ないでしょうか。

議 長

ご異議ありませんので左様決定いたします。

議 長

日程の第2議案第12号宮野湾市学校給食
センター設置条例を上げいたします。本案に付して

しては、朗読を省きまして、理事者の趣旨説明を求めます。

総務課長

ご説明申し上げます。本案につきましては、現在、区教育委員会の規則で制定されておる款でございますけれども、本土復帰に伴われて教育委員会が市の行政機関に在ることに伴われて、地方自治法の適用を受けらるることになる款でございます。

それで、給食センターの設置条例は地方自治法の第244条のこの規定に付して先に議会で議決されておるたが、おられた公の施設の中に入らる款でございます。そういう意味で現在設置されておる市立野湾の給食センター、普天間の給食センター、大山の給食センターが公の施設としてその設置条例の中に入らる款でございます。かような意味で本案を提案してらる款でございます。これはのちほど先に3月23日の議会で既決しておられたおられた場合は名称が共同調理場というふうな名称に付しておられたので、後でその措置については議会の方にお諮りをいたしたいと思っております。当時は、教育委員会の方からは共同調理場というふうな名称に付しておられたけれども、給食センターの方が正しいということになってらる款でございます。

職員につきましては定数条例で織り込らる款でございますけれども、4条につきましては定数条例で織り込らると思っておりますけれども、運営委員会の人員につきましては現在は学校で任意の形で設置されてらる

任は設置してないという事で、主任又は会計というふうな方をしておると思いますが、5条の1項の2号によれば主任の業務は会計がやるという事のごとくでございませう。尚、そのほかのことについては教育委員会の方からお願いたしたいと思います。

12 答

これは宜野湾市の条例である。間違っておりせんわ。先令、総務課長のご説明では教育委員会の教育長としては、宜野湾市は主任に任じておられます。ほかの市町村は会計に任じておられるので違っております。説明が正確でございませうが……。

議 答

休憩……10時(午前10時30分)
再開……11時(午前11時)

議 答

議案第62号によれば、質疑もつたのでございませうが、質疑も打ち切ることにご異議ございせんか。

議 答

ご異議はございませう。よって、本案に対する討論を願います。

議 長

討論を省略したいと思っておりますがご異議ありませんか。

議 長

ご異議ありませんので討論を省略いたします。

議 長

議案第62号 宜野湾市学校給食センター設置条例についてを表決いたします。
原案通り決まることにご異議ございませんか。

議 長

ご異議ございませんので、議案第62号 宜野湾市学校給食センター設置条例については原案通り可決決定いたします。

議 長

継続審議中の議案第58号、49号につきましては、継続審議中でありまして一俟と控いたします。

議 長

休憩いたします。(午前11時2分)
再開いたします。(午前11時13分)

4 着

従来の教育委員会が独立した法人でございまして(聴取不能)この条例によりまして、復帰後の機構の改革ということになります。先程

委員長がうの説明を聞いていたが、調整に
ついて一応この面を見ると思ふのだが、市において市
の委員に在る款でござりますか。教育関係の職
員としてこれだけの人員が都合できれば十分な
る運営が出来るんかという判断でそういう調整
が行われたかどうかがおね。従来は予算の範囲
である程度調整ということがありましたが、
しかし、今後の問題は実際運営していくと、やら
ないといかんという問題であつた（取手不能）そ
ういふ面では何か調整してもつてほしいんか、調整が
こうなつたというふうな印象受けると、市長と
して十分そこを承諾しての数字であるかどうかがおね。
そこをお聞かせ願ひたいと思ひます。

市長

お答をいたします。教育委員会の定数だけでは
なくして一般事務部局も同じでござります。
200名余りの増員から85名に削つたということも十
分に付けておきます。しかし、これだけでは足りないから
最小限にやつて、もしどうにもならなければ又増
員しようじゃないかと、新しい時点においては何れだけ
の事務量がふえるか、一般事務部局で之半
分以上削つてあります。そういうことで教育委員会
に對しては、実際にある方はこれでござりますとい
うことかあるかと、もしあればやつて、もしこれ
だけで足りないということであれば一応は現時点に
おいては、一応やつておいてわからぬので、最悪の
場合においては臨時も雇はす。もしでなければ、や
つておいて後で増員しようじゃないかというふうに話し

合いがついた訳でございます。これは単なる教育委員会だけでなく、一般事務部局も同じでございます。

4 希

問題は我々委員会としても可也。教育委員会の審査をやる段階において相当人員の問題が或は機構の問題がわかりませんが、それ以上の問題が惹起するであろうことではございまして、その問題を論じている。人員が足りないんだというのを教育委員会の言いついでございまして、この際どうしようかと整理すべきだというふうに我々も考へておるんですが、しかし、現在の人員だが、同じような陣容にあって、これで果して我々が望むような規模の教育行政が出来るかどうかというのが心配でございまして、委員会が教育委員会自体がこれで十分だということではありますから何でありますか、しかし条文内容もわからなくて向こうの申請をある程度現状でやってやるという事でおるんだということになります。これは財源のことではあります。只今市費から大体こういうふうにしてやっていくことですが、しかし委員会の問題にあり方が... (脱稿不能)... においては何名の増員をする。その業務が多くなるという面では増員計画を考へておると、委員会自体は従来もこれは手がわらなかつたということもありますが、それに他府県の教育行政を携わるとその人員の何は絶対的に私、見らぬというふうな見解をもつておるんですが、しかし、やる人の意欲によって、或は少数の人でやるという自信があるということではございまして、支体を承は(ますが)過去の我々

の委員会では審議の段階では非常に人員が足り
ないんじゃないかというふうな印象をうけてそういう
質疑をした訳ですが、只今の市長の答弁に列ま
すと、そういう面の考慮もあるということですが、一応
終了です。

8 着

先程の市長の答弁から200名の増員が必要
だということに各課から出されておいたんだが、
83名に削ったというふうな答弁でございしたが、
ということは、課長は各課にも市長としてそういう事
務分掌を見ておられるか、又、課長はて
おね、どういった、これはおねがな人員だったと少々
考えられるんですが、1.5倍もオーバに見積りとい
いますか、そういうことを考えた場合には、課長
としては各課から求めた場合には200名増員
しなければどうしても事務処理は不可能である。
というふうな考えで、おそらく各課から要求された
と思います。それを83名で削ったということは83
名でもできるんだというふうな解釈も存した訳
でございす。もし、どうしても40~50名、或は
100名でなければ事務処理が十分でない、そ
れだけしければ市民に迷惑をかけるというふうな
立場に立った場合には、これは議会としても大ま
な問題でございす。又、83名でもできる人員を
あえて200名も要求したというふうな、もし課長で
あるならば、その課長の能力も又、疑われる部で
ございす。それへんをせうしてこのようにくい違ひが
できたんだが、おね、議会としては大まな問題で

十分調査しなければならず、かたがたに考へる款
でございます。私は今までの審議をみれば、色
々、そういう問題であるので、83名あれば十分可能
であるというふうな考へ方になっておる款ござい
ますが、先程の答弁から、どうも200名という要請
があった、ゆえにまたかたがた一般質問した場合
も83名に減らしたんだと、その基礎である、その
へんお願ひしたいと思ひます。

市長

全体の増員の200名と申し上げましたのは、私
は間違ひでございまして、135名でございます。

8 着

4着と申すに對する答弁は少いということであ
り、さういふ半可成答弁では審議でま
いりやないかと。

市長

当初は200名と申す、と申すに列したか、
なるべくこれではどうしてと申すから最少限の線で
出さうに申すのが135名と申す。

8 着

議会に對しての答弁はもっと整理をして下さい。
ただ、我々は市長をして答弁者のその答弁にお
ける審議をして、そしてこの議案を整理して申す、
さういふふうな實際の資料にも基づかずに、ただ
それだけの、これでは市民の側から申す、審議は十分

控えられたと聞いております。その人は今後入れ替えが、
どういった状況でござらうかと200名と135名の違いがあ
りますか。

市 長

一番はじめとしては、数字が出た前は200名ぐ
らうだったというところがありまして、最後に135名出ま
して、最終的に83名というところになった訳でございます。

8 着

どういったらうは市各課のお考えですか。それと
部課長のお考えですか。

市 長

市長の考えです。

8 着

議会に対しての答弁は、どういった感じ
でござるか。わかりました。これは各課からそのように
出されたものが、わかりやすいように検討した結果、今
のところ83名では、十分ならずと、どういった感じ
でござるか。最初には200名だったんだが、どう
いったらうは慎重に答弁していただけたらと思います。
もう一点、200名という数字も訂正して
おしやうござりますか。135名にするということ、135
名の各課から要求があった人員の83名でござ
りますか。これはどういった感じの職員でござ
るか。効率的に最高の結果を上げたいと、それ

が、いかに技能補てごさいすが、それに対してどの課名からでもよろしうごさいすが、それを出した、ある程度の心こらうう違ひがあつたかであらう。それを範囲内で説明して下さい。

総務課長

ご説明申し上げます。一応各課からの要望をいたしましては135名お出でございまして、その内訳をこれは特別委員会でも申し上げた訳でございまして、くりがえり申し上げても、現状数が、市長事務部局、これは教育委員会を除きまして、水道事業を除きまして162名お出でございまして、機構改革に伴ひます増員というものが、これは部長制と、それと並行して、それから新規事業それからその他、事務量の増加に伴ひます。その三つの段階に分けて一応私どもが計算したものはあくまでも人口を対象といたしまして人口120名に対する職員が1人当りという基準と設定をいたしまして、どうしてもその線に出ないということで、これは助役が中心に行ひまして、第1次算定をいたしましては65名でありましたけれども、各課長と市長の復活折衝に基づきまして後17名の増を認めたと次第でございまして、これで83名という莫大の数字に上つてございまして、それども、現在も各課名をいたしましては我々の要求は最低だったんで、135名はどうしてもほしいんたということも現在予算編成の現在でも生じている訳でございまして、一応、財政、財源

等の比較と申しますか、本土に比べますと、大分財政、財源が非常に少ない訳でございます。又、本土に比べずしても行政水準というものが大体60パーセントが、まだ沖縄は少ないかと、福祉施設にしても然りでございます。先程4巻から教育委員会についても申し上げたけれども、本土の場合は地方公民館、又は青少年の通称福祉センターとかも3もろの福祉行政の施設もございまして、そういう関係からどうしても財源等、そういうものを勘案した場合は実際は83名でもなすべきそれ以下におさえたいというものが執行するものとしてのものがございまして、そういうふうには各課長は事務事業も住民サービスであるので、建設事業ばかりに重点をおくことには、もって住民の事務的な面からのサービスもいんじやないかという非常に強い要望もありましたけれども、どうしても今回は約200万ドルの補助事業を果すためにはおもに建設部門の方にやや重点がおかれた方が次第でございます。そういうふうな意味で実際問題としては各課長からは現時点でもその要求は我々はその中にべらぼうな要求（やない）ということも再三要求は出ておりましたけれども、そういう財源抽出の面から、又は本土との行政の水準の面から考えれば客観的にとらえてみても135名認めるとにはいかないうことであるというふうな基準とした訳でございます。その程度の説明ができませんけれども。

8 巻

市民からでの中、住居表示に関する法律が施行されるために一線を設けております。住居表示と

このほうはどうか。

総務課長

住居表示というものは...

○ 着

それだけいって4・5名でも可なり、増員する必要
があるかどうか。

総務課長

市民課というものは、現在の住民課を市民課に
変えて、現在は戸籍係、住民登録係、援護係、
三つの係がございまして、一応援護係が社
会福祉課に入っております。これを除いた場合は
住民登録係と戸籍係で12名にござい
ます。現在18名でございまして、3名は援護係が
ございまして、12名と、そして5名を増員するに
ございまして、その5名というものは、新しい
法律が施行されるにございまして、

外人登録関係が3名と、そのほか2名は住民登
録関係が住民基本台帳法にかわります。又住居
表示関係が住居表示というものは、今の何
とございまして、地盤関係の方が市街街地の場
合は整理されるにございまして、そういうふうな
準備作業が必要かと。

○ 着

それでは可なり、外人登録関係が3名で可なり、
住居表示に対しては4・5名は増員をしなければなら

ない。

総務課長

今後でよい。住居表示業務が入ってきた場合は
はさうおりに--。

〇 着

だからこの定員の中には入っている訳でしょう。

総務課長

この中には入っておりません。

〇 着

住居表示というものはどういふ内容ですか。

総務課長

だから住居表示業務というものはまだ入って
おりません。これは今後でよい。そういう住居表
示業務が入ってきた場合はそういう係を設置
してでよい。後4、5名の増員は必要があ
ることをでよい。体制としておると思っています。

〇 着

そういう意味ですか。

総務課長

はい。そういうことでござります。

8 着

これにちんと外人登録に対して多名、4.5名、住居表示に関する法律が施行され、別に係を設ける必要があり、もう4.5名の増員が必要と思われたい。

総務課長

住居表示が下る場合は、どういふ状況に在るというふうに付記して置くべき。

8 着

このへん、一般的に考えておられ、今度の条例の場合に、おれがらした場合には今後大に建設部門、都計関係、どういふ課が非常に忙しくなるんじやないかとお考えに考えられたい、その配置からした場合に、どういった都計関係、土木関係、どういった課が別の課より増員はされてないという感じを受けたいのだが、このへんはどういったふうか。

総務課長

このへんは、一応十分である、配慮したつもりでございませう、ほかのものが多く在るのほうは、特に保有所を置く場合は、二件分に別引、それ以外に、今先申し述べた外人登録関係というものは、これは法的なもの、従来国家事務でございませう、市町村が委託をうけてやうなことでございませう、どう政府からの委託金等の関係もございませう、金体は、83歳をとり上げた場合は、この中の何

といた方が、建設部門は大体19名の増員であるが、それへは少くともしりせんけれども、一応財源と直接関係のないものを増員ということになり、それには大抵比率を定める設てございませぬ。

8 番

ある程度をいだけ増員すれば可能というふうな考へ方に立っておられませぬ。

総務課長

一応そういうふうな考へておられませぬ。

4 番

あつと二點だけお聞き申す。教育委員会関係のこの機構図を見ますと、総務課ですか、総務課の課長、総務係職員が2名と、2名を以て係長以上が2名と、非常に事務能率面の機構とも思ふていんでおられ、こういう組織で十分なる事務能率が回れるというふうな考へておられませぬか。職員が2名で係長1名、課長1名というふうな非常にばばばの構想が大いにお感じにいたしました。---、その点の十分なる事務能率が上るというふうなことでこの機構であるか。

教育委員長

事務量から考へて十分とはいへませぬが、それだけ申す。申す申すという事で、市会との調整でも定員が決まりましたので、そういう機構

回せつておりました。

4 着

結構でござります。実は一般の職員の問題でござります。現在より83名多くおられます。しかし、これは能率が上がらないと何もおられないと思っております。来年度末までには83名を増員するという計画のほうでござりますが、この場合に庁舎の問題が出ておりましたが、通ちに5月15日時点におきましては50名程度採用されることになったが、いくら数は揃ってもそこに働く職員が能率が上がるように庁舎がなければいかないと思うんだが、どういふふうに考えておられるかね。現在の庁舎で十分であるか、又、どういふふうにこれだけの人員を配置する考えであるか、その点お聞かせ願いたいと思っております。

市 長

一応この場合は総務の方で検討する所のこととは申し上げておりましたが、一般的に考えとして、どうしても庁舎はこれだけに対する必要はないと。その中で、助役、市長室は一室にして今の旧庁舎の3階でも使わなければならないし、やむを得ず、できる限りおつてもどうしても現段階では新庁舎はつくれませんので、何とかしてやっていきたいと思います。

4 着

現在の庁舎だけを最高に利用してこれだけの人員で業務能率を上げるように考えておわ。

市 長

をうてお。

4 着

これだけ十分です。

市 長

十分ではあるが、いやせんけれども、どうしてもこれだけやらなければならぬとして、~~結構~~詰めてもしてやってやらなければならないという考えであります。

4 着

これだけの人員を増やすからといって最大の能力を上げようとする努力をして、庁舎を仮にでもどうにかの方法が最大の効果も上げるといふことが出来ておるが、その点の考えでは、それ以上で済むという訳ではお。

市 長

現庁舎である程度でよろしく思っております。

4 着

十分ですという考えです。

市 長

十分ではあるけれども、その間に急いでやらなければならない。

4 審
問 違へりませんか。

市 長
問 違へりません。

19 審
この定数条則の中は、この準則を見れば農業委員
会というものがあつたが、我々が本土研修行つ
た場合も農地法との関連、或は同業公社との
関連で、農業委員会というものが設置され、そ
こも定数の中に入れて、その市街化区域、或は市
街化区域の整備等もあつたが、この農地
法との関連で、農業委員会の設置は必要で
ないというお考えに於いてこの定数条則の中には
織り込んでないが、その趣意はあつたが。

総務課長
お答へたいが、農業委員会の設置は必要で
ないが、その場合、規模にもあつたけれども、
今後都市計画法が施行され、市街化区域が
全地域が市街化区域に設定され、その必
要はなくなるが、従つて、一応法
の趣旨として、置ておくけれども、そ
うが、おあつて一応市街化区域でも農業委員
会の設置は一応、あつたというふうにして、政
府からの指導に於いて、11月頃農業委員会の
議案をやるというふうな指導を受けて、
下ごしらえはあつたが、その下、現在農林課に10名

の職員がおりおられ、二位農業委員会に關連した専門的の資格を有する農地主事というものが農地法に伴う必要性が迫られておられる。その面での定数の何をしておりおられ、現在の10名の職員の機構の整備をいたして、農政係というものを設け、農地法に關するものは農業委員会に關する事務は、一位委員会の専任の事務所を設け、農林課の方で兼務をせよと、どうしようかと考へておられる部である。更に、これ以外に、農地法の専門家として農地主事を置きたいと、これはおいて専門家を置く。名称も農地主事というふうにしておられる。これはどうして都外からその専門家を採用したいと、どうしようかと考へておられる。

19 養

今では、特に5号線沿いが市街化もあつて、新都市計法に於ての線引もなされておられる状態の中である。電氣ポイントが建つ、或は団地が建つ、どうしてか、これをどうするか、その方針をどうしておきたいと、これに於て今後の結果に於て、大なる交際を求むるに於て、どう考へておられるか、これは私に於ては、この場合である。農地法との関連で、やはりどうするかを設け、置かれておられる。いかに先行していかぬ限りである。それから(聴取不能)---という概念がある部である。そのあたりもついでに研究されておられる。右に単にこの中の農林課の中に農地主事というものを置く。それから、11月まで

もうこれくらいでいけよのかがどうかであらう。それらについては上部から指導等について何かありましたら備えたいと思っております。

総務課長

今の問題にしておけば、これは政策的な問題がありまして、総務課長がお答をなさるのは適当じゃなと思っておりますけれども、一応農地法、農地法というものは、これは都市計画法の市街化へのこれは規制でございます。従って、農地法の適用を受けるとことは市街化を促進していることとございまして、宜野湾の将来を考る場合はあつて市街化に存するにや否やということでも、むしろ農地法の適用を除外すべきにや否やと、この市街化調整区域と市街化区域の線引をどうするかは、新しい法に基づいて、いわゆる無計画な市街化を規制しようということと、そういう農地については農地転用をさせないというものが農地法での、都市計画法の調整というふうなことになっておりますので、市として今後この市街化区域と市街化調整区域との線引を非常に重大な問題と思っておりますけれども、一応私共としては現在農地法というものは復帰後即時適用でございまして、それ以前に市街化区域と市街化調整区域の線引をばあやうに不可能でございまして、それとかわかぬので一応農地法の適用を受けながら市街化区域の線引をしていくと、そういうふうに段取りはなす訳でございまして、従って、あくまでも法律というものは5月15日から適用されるので、どう

いふうに農地法に対す。或は農業委員会に対
 する準備なども一応しておかなくてはならないとい
 うのを考えて一応現在の農林課の職員を農林
 課の機構を整備いたしました。そのへんで調整
 をしているといふ。その農地法と都市計画法
 の考え方については、もし必要であれば市会
 の方からお答えを願いたいと思つてます。

19 番

もう一点関連いたします。今、1次産業に
 わゆる農業であら、従事している方々のこれまでのい
 ろいろ色んな面での指導、或は地主会とか、そん
 うのがあるかと思つておが、その間の農林課の職員
 だけで足りるかどうかという見解であらうか。

総務課長

これについては専任の担当はありせんか
 けつて申しあげられせんけれども、一応農林課
 というものは、現在の人数に於いても変りはない
 又、農業改良普及員も当然その中設置されるので
 あります。又、後述の方と、農協の方の営農関係
 の指導というものが強化される方向に向つて
 あります。そういう市町村、或は県、或は農協サ
 イトが、指導でやっていくと、やがてとらう
 うに理解しております。

4 番

市会にお聞がせたいことが、この機構の中で
 公用地の取得の問題は都市計の方でやるとい
 うこと

ほうでございまして、議会が或は是の問題
 で当局がやるという事で、行政でやるという事は
 難いという事ははっきり出た一語でありまして、
 公用地の取得というものが今後非常に重大な
 問題じゃなかと思っておりますが、公団の設置、或
 は構想等は持っておりませんが、あくまでも当
 局でやるという考えであるかどうか、今までの市長
 の発言内容から事態が非常に難しくなるという
 事、これを14年遅れと成らざらざらしても公用
 地の取得というものは先行しなけりやいかんた
 が、公団組織をつくる以外は方法はないと思
 ったが、またその点で決まらぬ事であらう。それ
 どのような方法で公用地の取得と(聴取不能)一
 帯地法にも問題はありまされど、市会として
 だいたい問題があるが、まだ打ち出しておられ
 せんか。

市長

沖縄の琉球政府においては、現時系において
 は南榮公社、このことはできぬ部でありまして、
 前の総務局長の富川の時代、局長の時に私は
 沖縄の市町村に七南榮公社をつくらせよう
 といふことを、つくらば法案をつくらせよう
 といふことを市会場で申し上げたことがござい
 ます。しかし、当時はこの問題については市町村の財
 源が乏しく、南榮公社をつくることは
 成り立たぬと、富川の局長も承知して、今後
 十分検討しなればいけぬといふことを言われ
 ました。今後の、4番議員がおっしゃる通り土地の取

得る色々な問題に対しては、どうしても執行部だけで済ませられないと、又は施設課におきまして、用地接收とか色々な問題がある訳でありまして、でも一部ではありまして、それだけで済ませておいてもやっていけるかと、将来においてはどうしても開発公社をつくらなければいかん（？）とかがどう見解でございませうか。

4 番

ここにおいては、法がなかったからできなかったと、これはわかりませんが、時勢におきましては、そういう構想のもとに、建築課の中に入っているんだが、そういう考えはありますか。

又審.

当局にあつては、建築の中で取得を考
えてゐる筈でしょう。

市長.

施設課の中で、取得、持込、いさひさな
ものはありまけれども、それも非常に、これ
だけではや、てゐるかと。将来にあつては、
開発公社も検討してあると、言うことで
あります。

又審.

今度の面は、そういう定員の中で、運営
されていくことであるか、この時点では、説
明の時点では、そうであつたか、しかし現
在も、その方でやる考案であるか、或は
法を研究たされて、公団を組織して、用
地取得とか、そういう、やる考案であるか、
そういうことでありまして、結局、この定員
と言う面では、かかる筈でありますか、この
点、市長の考案は、一応、(聴取可能)とし
て、土地取得をやると言うことですか。

市長.

そうです。

又審.

はい、解りました。

8番

この予算が年度に入りしだい50名は採用される訳ですか。

総務課長

お答えいたします。また50名と言う数字は持っておりますけれども、一応各課のほうは、全員の要求は出ておりますけれども、財源、そういう予算の算定の段階で、どうしても半分ぐらいしか出来ないうんじやないかと、言うことを申し上げた訳でございます。各課長としては、そういうふうな、勿論、これは事業の進行状況、例えば、保育所とか、或は、農業委員会の問題など、言うことで、採用の時期はございますけれども、各課のほうは一応、それだけの要求は出てくる訳でございます。ただ、財源との関係で増員の時期をずらしていき、従って、年度、当初採用出来るのは、半分程度じやないかと、言うことでございます。

8番

計画としてですね、11月中旬、一度に時期的になすかあるはかですか。一度、50名を採用するのがあるかですね。それから別々、分けてですね、やるのであうか。その線はどうか。

総務課長

一応、採用の方法につきましては、今、地
方課の方に、琉球政府の方に、試験の問
題、これは三段階に分けた、試験の
問題を作成委託してござりますけれども、
一応、5月15日までに採用試験を
終っております。そして、大体90名かの
枠をもうけておきまして、そして、その予
算で措置された分については、その採
用予定者の順番に次々あてていくと、そう
言うふうなことであります。

8番

この前もお聞きしましたが、普通の新聞
あたりでもございませぬ。政府の職員も地
方自治の方に流すと、こういう新聞もで
ございませぬ。出してありますか。その辺は、その後
政府がいは別に採り取りますか。

総務課長

その後はございませぬ。

8番

もう一点、諸向に出たものと、議案に
出たものとは、数字が違っておりますね。
各課の人員の入れかえ、例えば会計課
は2名だったものが5名になっておられ、
社会課の方は80名だったものが、82名にな

ってあつし、そう言ったもの、

総務課長

社会・課の場合はですね、一応、援
護関係の事務かですね。伏来、国民年金
課の方に11月まできまのさですね。社会
福祉課に11月まできまのと、言うことで
援護については、社会福祉は11月か、
国民年金に、そうとうあるか、と言う
ことで、その7月のは11月11月ありま
けれども。

8番

その辺は各課長とも十分、相談をし
て配置替えをした訳ですか。

総務課長

それは各課長かかのでですね、その後
の申し入れ、変更の申し入れによって、そ
う言うことはした訳で11月11月。

8番

はい、解りました。採甲については、一応
は、採甲試験をあとにうんだか、採甲に
あつては、あのおの予算と、その時期は、
一応は一箇月と。

総務課長

... 言うことですか。... 言うことですか。

の説明をいたします。

議長

議案第58号 宜野湾市立学校設置条例
につきましては、質疑もつきなよう
でございますか。質疑、討論を省略
いたしましたと思っておりますか。
御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

御異議ありませんので、質疑、
討論を省略いたします。

議長

議案第58号 宜野湾市立学校設置
条例を表決いたします。

議長

原案があり可決することに御異
議ございませんか。

議長

御異議ありませんので、議案第58
号 宜野湾市立学校設置条例は、原案
であり可決決定いたしました。

議長

日程の第3、議案第89号につ

さましては、質疑もつきなようでごさいますので、質疑を省略することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

御異議ありませんので、質疑を省略いたします。

議長

本案に対する討論を願います。

議長

討論も省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

議長

御異議ごさいませんので、議案第19号、宜野湾市職員定数条例の全部を改正する条例について表決に付します。

議長

本案については、原案ごあり可決することに御異議ごさいませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

御異議ございませんので、議案第37号、宜野湾市職員定数条例の全部を改正する条例については、原案どおり可決を定めました。

議長

以上で午前中の日程は終了したいと思います。午後2時から再開いたします。議会関係の条例、規則案を審査いたします。

議長

暫く休憩いたします。(午後12時3分)
再開いたします。(午後2時12分)

議長

午後の会議を開きます。

議長

日程の第4、議案第38号、宜野湾市議会及び議規則、と全部を改正する規則について、日程の第5、議案第37号、宜野湾市委員会条例の全部を改正する条例を一括上程いたします。

この趣旨、説明は議会関係で申し上げますので、局長に特に現行法と変わった点だけ説明をさせます。

事務局長

私の方から説明申し上げます。議案第38号 会議規則についてであります。この全部を改正することになっておりますが、この改正案は全国の市議長会で編さんしてござります。標準会議規則これをそっくりそのまま編さんしてござります。それでこの条文が非常に多くなっております。旧会議規則の方が115条まで、この改正案の方が160条まで、この5条多くなっておりますが、この理由は、新しい案の中に委員会に關する規定が非常に多くござります。もとの規則にはありません。委員会に關する規定は124条しかござりませんでしたが、この新しい規則には814条入っております。そしてこの814条の内容は、この「わゆる会議規則」で謳ってある本会議の会議運営に關するものであります。この条文を更に委員会の会議の運営に關して2回謳ってある既にござります。だから内容としては重複してござります。それ以外、次に37号の委員会条例でござりますが、この会議規則の中でこういうふうに謳って、更に今度は委員会条例とこのをつくらせてあります。この理由は、委員会条例は、委員会の構成、いわゆる基本的なものを委員会条例で規定して、委員

会での運営については、わかゆき、会議規則
の中の委員会の中の条文の方でうた、てあ
る訳でござります。それで、現行の会議
規則と委員会条例の関係について申しま
すと、現行の会議規則は、委員会の運
営については、わかゆき、先き申し上げ
たように、24条しかござりません。そ
れで、いく分と委員会条例の方が条
文●の方が多くなつてござりました。
新旧の違ひは、条文の数がさうまゝと
以上でござります。それで内容におきま
しては、現行の会議規則はあくまでも本
会議中心主義でござります。しかし、この
新しい38号、37号は委員会中心主義の規
則、それから委員会条例でござります。
内容は標準会議規則と全く同様で
ござります。そこでこの中で、ただけ
違うところがござります。全国市議事会で
編さんしてござります。標準会議規
則とこれは、質疑、討論、今この5の
方で、一般質問の場合、通告制をと
つてあります。そして、この標準会議
規則ですが、これも質疑と討論に
ついては、通告制をとつてあります。しか
し、私がこの案をつくりました、この方
では、通告制をとつたので、通告制は
あくまでも一般質問だけ、質疑と討
論は議長の許可をえて質疑あること
が出来ます。或は、討論することかでき

と。言うふうになつてあります。標準とこの改正案と違ふ處はこのノミかきでござります。以上で大体の説明は終ります。何かありましたら質疑にお答えしたと思ひます。

議長 両案について質疑を許します。

議長 暫く休憩いたします。(午後2時19分)
再開いたします。(午後3時11分)

議長 只今審議中の議案第33号、37号につきまして、継続審議といたします。

議長 日程の追加をお願い致します。日程第6に、議案第33号、宜野湾区教育委員会職員定数規則の一部を改正する規則を日程に追加をお願い致します。

議長 本案に対する理事者の趣旨、説明をお願い致します。

教育長 先程、議長さんのお話しが

りました様に、幼稚園の職員の数も今までの、現行法では、大山、嘉数幼稚園が5、普天向幼稚園が6、宜野湾幼稚園が3、と言う定数になってあります。ところで、この4月か5月普天向第二小で、幼稚園が新設されました。その4月と、そのかき、嘉数小学校に5のものを、1クラス増、宜野湾の子が4に1学級増、普天向幼稚園の6が5に、1学級減、こういうことになりました。幼稚園の増かしは、5となつてあります。先程、新予算での、定数については、あつてあり、23名でござります。現行の定数規則が18名になつてあります。現行の5月14日までの、定数が古くござりましたので、改正したと言う意味でござります。先程申し上げましたように、予算の方は補正の方で第二小学校の新設が予定されましたので、その時に給与などの予算措置はなされてあります。以上、よろしくお願ひ致します。

議長

本業に對する質疑を許します。

議長

暫く休憩いたします。(午後3時14分)
再開いたします。(午後3時19分)

議長

本案につきましては、質疑を打切り、
討論を省略し、議決に付したと思っておりますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

御異議ございませんので、議案第63号、宜野湾区教育委員会職員定数規則の一部を改正する規則につきましては、原案どおり可決の定いたしました。

議長

暫く休憩いたします。(午後3時15分)
再開いたします。(午後3時15分)

議長

議案第38号、議案第37号は継続審議中でありましたか。再議議題といたします。

議長

暫く休憩いたします。(午後3時18分)
再開いたします。(午後3時31分)

議長

議案第38号につきましては、質疑

もつきなようでごまかすので、質疑を
打す通り、討論を省略し表決に付し
た"と思"まか。御異議ごまかせ
んか。

議長
御異議ありませんので、議案第38号
表決に付します。

議長
議案第38号、宜野湾市議会々議規
則の全部を改正する規則につきましては、
原案どおり可決決定いたしました。

議長
日程の第5、議案第37号、本案につ
きましては、質疑を打す通り、討論を省
略し、表決に付した"と思"まか。
御異議ごまかせんか。

議長
御異議ごまかせんので、議案第
37号、表決に付します。

議長
議案第37号、宜野湾市議会委員会
条例の全部を改正する条例につ
きは、原案どおり可決することに御異
議ごまかせんか。

議長

御異議ございませんので、本案は可決の旨をいたしました。

議長

以上をもちまして、本日の日程は終了です。尚、次回の本会議につきましては、追って議長より通知いたします。
(午後3時33分)

散 会